

陸上自衛隊達第100—2号

運用解析に関する達を次のように定める。

平成13年3月16日

陸上幕僚長 陸将 中谷 正寛

運用解析に関する達

改正 平成21年2月 3日達第122—230号 平成22年9月3日達第100—2—1号
平成26年3月 17日達第100—2—2号 平成30年3月16日達第100—2—3号
令和2年3月 25日達第122—311号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 運用解析の実施（第5条—第14条）

第3章 運用解析の成果の活用（第15条）

附則

別紙 運用解析の委託（又は運用解析支援の依頼）の記載項目

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における運用解析について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用解析 科学的な方法に基づく検討を行うことにより、陸上自衛隊の隊務の合理的かつ円滑な運営を促進させるための活動をいう。
- (2) 部隊及び機関 陸上自衛隊の部隊及び機関をいう。
- (3) 運用解析実務 部隊及び機関における隊務運営並びに陸上幕僚監部の所掌する見積り及び各種計画の作成等に係る業務の具体的な課題に即して行う運用解析をいう。
- (4) 運用解析研究 運用解析実務を除く、運用解析全般に係る調査研究をいう。

- (5) 運用解析の委託 運用解析特技者を配置しない部隊及び機関の長並びに陸上幕僚監部各部長（防衛部長を除く。）、監察官、法務官及び警務管理官（以下「部長等」という。）が運用解析実務について教育訓練研究本部長に委託することをいう。
- (6) 運用解析支援の依頼 運用解析特技者を配置する部隊及び機関の長並びに陸上幕僚監部防衛部長（以下「防衛部長」という。）が運用解析実務を行うに当たり必要な支援を教育訓練研究本部長に依頼することをいう。

（実施担当官）

第3条 運用解析は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者（以下「実施担当官」という。）が行う。

- (1) 運用解析特技者を配置する部隊及び機関に関する運用解析実務については、当該部隊及び機関の長
- (2) 防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第90条に掲げる事務（同条第11号に掲げる事務を除く。）に関する、陸上幕僚監部が行う運用解析実務については、防衛部長
- (3) 陸上幕僚監部並びに部隊及び機関（前2号に掲げる部隊及び機関を除く。）に関する運用解析実務については、教育訓練研究本部長
- (4) 運用解析研究については、教育訓練研究本部長

（実施担当官の職責）

第4条 実施担当官は、運用解析の適時、適切な実施に努めるものとする。

2 実施担当官は、相互に協力して運用解析を実施するとともに、運用解析の実施に必要な情報を提供するものとする。

第2章 運用解析の実施

（運用解析支援の依頼等）

第5条 部隊及び機関（教育訓練研究本部を除く。）の長は隊務運営に係る業務に関して、部長等及び防衛部長は所掌する見積り及び各種計画の作成等に係る業務に関して、それぞれ運用解析を必要とする場合には、教育訓練研究本部長に、運用解析の委託又は支援の依頼（以下「依頼等」という。）を行うことができる。

（依頼等の手順）

第6条 依頼等を行う部隊及び機関（教育訓練研究本部を除く。）の長（以下「依頼元」という。）並びに部長等及び防衛部長は、対象年度の前年度9月末日までに依頼等する場合には、別紙の項目により、次の各号に定めるところに従って依頼委託等を行うものとする。

- (1) 依頼元は、陸上幕僚長（防衛部長気付）に上申するとともに教育訓練研本部長に通知するものとする。
- (2) 部長等は、防衛部長に通知するものとする。

(3) 防衛部長は、依頼元、部長等及び教育訓練研究本部長と実施すべき運用解析、実施時期等について調整するものとする。

(運用解析課題の指示)

第7条 陸上幕僚長は、前条に規定する調整結果に基づき、運用解析課題を、対象年度の前年度12月末日までに教育訓練研究本部長に指示する。

(年度計画の策定)

第8条 教育訓練研究本部長は、前条に規定する指示及び教育訓練研究本部内の所要に基づき年度計画を策定し、対象年度の前年度3月末日までに陸上幕僚長（防衛部長気付）に報告するとともに依頼元に通知するものとする。

(依頼等に基づく運用解析の実施)

第9条 教育訓練研究本部長は、運用解析の実施に際しては、依頼等の細部事項及び実施要領について依頼元又は陸上幕僚監部と調整し、緊密な連携を保持しながら運用解析を実施するものとする。

(臨機の運用解析支援の依頼等)

第10条 部隊及び機関（教育訓練研究本部を除く。）の長並びに部長等及び防衛部長は、第8条の年度計画によらず運用解析を必要とする場合には、第6条の規定に準じて臨機に依頼等を行うことができるものとする。

(臨機の運用解析課題の指示)

第11条 陸上幕僚長は、前条の規定により必要な運用解析が生じた場合には、教育訓練研究本部長に対して臨機の運用解析課題を指示するとともに依頼元にその旨を通知するものとする。

(運用解析結果の通知)

第12条 教育訓練研究本部長は、実施した運用解析の結果を、速やかに依頼元に通知するとともに、陸上幕僚長（防衛部長気付）に報告するものとする。

(教育訓練研究本部以外で実施する運用解析結果の通知)

第13条 実施担当官（防衛部長及び教育訓練研究本部長を除く。）は、自ら実施した運用解析実務について、実施の都度、教育訓練研究本部長に通知するものとする。

(運用解析研究の実施)

第14条 運用解析研究は、研究開発に関する達（陸上自衛隊達第100-1号（27.12.3.））の規定に基づき実施するものとする。

第3章 運用解析の成果の活用

(成果の活用)

第15条 教育訓練研究本部長は、運用解析の意義に則して、部隊及び機関の隊務運営並びに陸上幕僚監部の所掌する見積り及び各種計画の作成等に係る業務に資する運用解析の実施事例、考え方、手法、手段、データ等について、定期的に資料を編さんするとと

もに、その普及に努めるものとする。

附 則

この達は、平成13年3月27日から施行する。ただし、第6条中警務管理官に係わる改正事項は同年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122－230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成22年9月3日陸上自衛隊達第100－2－1号）

この達は、平成22年9月3日から施行する。

附 則（平成26年3月17日陸上自衛隊達第100－2－2号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月16日陸上自衛隊達第100－2－3号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和2年3月25日陸上自衛隊達第122－311号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

別紙（第6条関係）

運用解析の委託（又は運用解析支援の依頼）の記載項目

- 1 運用解析課題
- 2 委託（又は支援の依頼）の概要
 - (1) 解析目的
 - (2) 解析目標
- 3 解析を必要とする業務及び研究の概要
- 4 評価要領
 - (1) 前提
 - (2) 評価場面
 - (3) 指標
 - (4) 特に考慮すべき要因等
- 5 関係する部隊、機関又は部署
- 6 完了希望時期
- 7 その他運用解析実施上参考となる事項